

地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政課

eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲の詳細について

- eLTAXを活用した公金収納の対象となる公金の範囲の詳細について、地方公共団体からの意見等を踏まえ、以下のとおり整理することとする。

現在の整理（令和5年10月に関係府省庁連絡会議で実施方針を決定）

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料

整理案

- 「公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料」について、**加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金**についても、eLTAXを活用した公金収納の対象として差し支えないこととする。

整理後

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料（**加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金**を含む。）

「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数について

- 「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数について、地方公共団体からの意見等を踏まえ、以下のとおり整理することとする。

現在の整理（令和5年9月の実務検討会で提示）

- ◆ 1団体につき、現行の地方税に係るものを含め、原則2つまで「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを許容する。
- ◆ 具体的には、1団体に1つの共通納税機関コードの設定を基本とした上で、上下水道使用料を対象とする場合には、2つ目の共通納税機関コードを設定することを想定。

整理案

- 現行と同様に、**1 共通納税機関コードに対し、1 納付情報ファイル、1 入金口座**とする。
- 1団体につき、現行の地方税に係るものを含め、**原則上限3つまで**「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを許容する。
- **3つの「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」の内訳は任意**とする。

※下記例においては、【①地方税、②普通会計の地方税以外の公金、③上下水道】と設定されているが、例えば、【①地方税・普通会計の地方税以外の公金、②上下水道】と設定することも可能。

■ 共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座の関係

